

(別紙)

初診時選定療養費について

【 制度の概要 】

初診時選定療養費とは、「初期の治療は地域のかかりつけ医等で、高度・専門医療は病院（200 床以上）で行う」という、医療機関の機能（役割）を分担することを目的として、厚生労働省により定められた制度になります。

当院では千葉県より「地域医療支援病院」として指定を受けており、これに該当することから初診時選定療養費 7,700 円（税込）をご負担いただく事がございますが、対象外の場合もございますので、ご確認ください。

【 対象とならない場合 】

- 他の保険医療機関から紹介状をお持ちいただいたとき
- 休日・夜間に救急外来を受診するとき
- 外来受診から継続して入院したとき
- 健康診断、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けたとき
- 当院の他の診療科から院内紹介されて受診するとき
- 内科と歯科との間で院内紹介されたとき
- 地域に該当する診療科を標榜する医療機関がなく、当院が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診するとき
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療のとき
- 災害により被害を受けたとき
- 治験協力者であるとき
- その他、医療機関が当院を直接受診する必要性を特に認めたとき

【 対象となる場合 】

- 紹介状（診療情報提供書）をお持ちでないとき
- 当院を継続的に受診されている方で、新たな診療科を紹介状なしで受診するとき